

令和7年度第12回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和7年11月26日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

第12回定例会議事日程

- 1 日 時 令和7年11月26日（水）午前9時30分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第60号議案 八王子市運動場条例の一部を改正する条例の設定に関する議案の調製依頼について
 - 第2 第61号議案 八王子市総合体育館条例の一部を改正する条例の設定に関する議案の調製依頼について
 - 第3 第62号議案 八王子市陵南プール条例の一部を改正する条例の設定に関する議案の調製依頼について
 - 第4 第63号議案 八王子市体育館条例の一部を改正する条例の設定に関する議案の調製依頼について
 - 第5 第64号議案 八王子市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の設定に関する議案の調製依頼について
 - 4 協議事項
 - ・八王子市版GIGAスクール構想第2期について (教育指導課)
 - 5 報告事項
 - ・公用自動車による交通事故に係る損害賠償の和解について (教育指導課)
 - ・秋の図書館イベントの実施結果について (図書館課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	守 屋 香 里
委 員	田 中 雅 美
委 員	橋 本 政 樹

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	武 井 博 英
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	平 井 智 也
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介
統 括 指 導 主 事	福 島 裕 子
生涯学習スポーツ部長	佐 藤 晴 久
生涯学習政策課長	田 島 裕 子
放課後児童支援課長	坂 野 優 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 森 研 吾
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	吉 田 博
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	中野目 泰 明
日本遺産推進担当課長	塩 澤 宏 幸
こ ども 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀 内 栄 史
図書館企画調整担当課長	大 澤 吉 隆
教育指導課指導主事	上 田 隆 司
教育指導課主査	武 信 貴 子
教育指導課指導主事	中 西 祥 雄

教育総務課課長補佐兼主査

岩 崎 隆 浩

教 育 総 務 課 主 任

田 中 美 緒

教 育 総 務 課 主 事

手 塚 早 紀

教育総務課会計年度任用職員

羽 山 あゆ美

【午前9時30分開会】

○安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、令和7年度第12回定例会を開会いたします。

初めに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、田中雅美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしております。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「秋の図書館イベントの実施結果について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。また、第60号議案から第64号議案はいまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-----◇-----
○安間教育長 協議事項になります。

八王子市版GIGAスクール構想第2期について、を議題に供します。

本件について、教育指導課から説明願います。

○福島統括指導主事 八王子市版GIGAスクール構想第2期について、協議事項として上程いたします。

本市において、令和2年度の準備期を経て、令和3年度から開始期となった、八王子市版GIGAスクール構想第1期が令和7年度に終了するにあたり、その成果と課題をまとめ、令和8年度より実施予定の八王子市版GIGAスクール構想第2期の方針及び取組内容について協議いただきたく存じます。

詳細については、中西主事より説明いたします。

○中西教育指導課指導主事 まず、別紙1の内容についてですが、前方のスライドで御

説明をさせていただきます。

本報告は、八王子市版G I G Aスクール構想第1期の成果と課題について、児童・生徒、教員の自己評価である各種調査の結果を基に振り返るとともに、第2期構想に向けた方向性をまとめたものでございます。

はじめに、これまでの取組を収めた3分弱の動画を御覧ください。

〔動画視聴〕

令和3年度から令和7年度、今年度までの5年間の取組の中で、1人1台の学習用端末を活用して授業のあり方が大きく変わってきたことが分かります。それらを児童・生徒の情報活用能力調査や、教員の学校における教育の情報化の実態に関する調査など、各種調査の数値等をもとに御紹介いたします。

報告内容の全体像はお示しした通りです。

まず、1各種調査の結果です。こちらは児童・生徒や教員の自己評価になりますが、それを(1)情報活用能力、(2)個別最適な学び、(3)協働的な学び、の3つの視点に分け、報告いたします。

はじめに、「情報活用能力」の視点から5年間の取組を振り返ります。G I G Aスクール構想開始期にあたる令和3年度と定着期にあたる令和7年度、今年度を実施した「児童・生徒の情報活用能力調査」の結果から、I C Tの基本的な操作を行う力について小学校・中学校ともに肯定的な回答をした児童・生徒の割合が大幅に増加しております。なお、これらの数値は、児童・生徒の自己評価の数値になります。また、教員に実施した調査の結果でも、「基本的な操作等について児童・生徒が活用できるように指導できる」という項目において肯定的な回答が増加していることが明らかです。先ほどから、何度か申し上げている通り、こちらは児童・生徒や教員による自己評価ですので、控えめに回答されている場合があるなど、ありのままの実態として捉えるには慎重である必要がありますが、児童・生徒、教員ともに情報活用能力やI C T指導力が向上していると捉えることができます。

そして、その背景には、各学校における系統的な取組が挙げられます。八王子市立学校全校では、市教育委員会が示す、児童・生徒が発達段階ごとに身に付けるべき力をまとめた情報活用能力系統表をもとに、児童・生徒の情報活用能力の継続的・系統的な育成に向けて、教育課程にも位置付け指導を続けてまいりました。その一

例を紹介いたします。加住小中学校では、毎週金曜日の朝学習の時間を「G I G Aの時間」とし、市教育委員会が示す情報活用能力系統表を参考に加住モデルを作成し、各学年の児童・生徒の実態に応じた活動が行われています。また、各学期末には、情報活用能力調査を独自に実施するとともに、その結果を分析し、児童・生徒の学習や教員の指導の改善に活かすという創意ある取組が行われています。

次に、「個別最適な学び」の視点から5年間の取組を振り返ります。こちらは、G I G Aスクール構想開始期の調査にはなかった質問項目のため、過去との推移を比較できない項目になりますが、「I C T機器を活用し、自分のペースで学習を進めることができる」という質問に対し、小学校第6学年の80%の児童が肯定的な回答をしております。また、ベネッセの調査によると、令和7年度には児童・生徒全体で1430万問以上、1人当たりが約475問のデジタルドリルに取り組んでいることが分かっており、一人ひとりに応じた学習が進んでいます。教員の自己評価でも、「一人ひとりの理解・習熟の程度に応じた学習に取り組ませる」、「児童・生徒の意欲が育まれるように指導できる」という項目で、肯定的な回答が増加し、個別最適な学びが充実してきたことが分かります。「個別最適な学び」の一例として、東浅川小学校では、授業や家庭学習の中でデジタルドリルを活用し、自分の得意、不得意に応じて学習に取り組む時間を計画的に設けています。また、デジタルテストを活用し、学習定着度を單元ごとに把握し、学習改善に向けた取組を考えさせるなど、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導が行われております。

次に、「協働的な学び」の視点から5年間の取組を振り返ります。中学校第3学年では、「共同編集により他者と協力して資料を作成できる」と自己評価をしている児童・生徒の割合が増加しております。また、教員の自己評価でも、グループでの話し合いや他者と協力した資料作成など、「協働的な学び」を促す指導力が大幅に向上しております。「協働的な学び」の一例として、恩方中学校では、地域について学習した内容を生徒が小グループに分かれ、学習用端末の共同編集機能を活用して資料にまとめ、学級や学年で発表会を実施しています。また、姉妹都市である北海道苫小牧市の中学校とオンライン交流会を実施し、代表グループが互いの地域の魅力を紹介し合い、意見交換や質疑応答などの交流を図る取組が実施されております。

次に、ここまでお伝えした5年間の成果を踏まえ、八王子市版G I G Aスクール

構想第2期に向けた取組の方向性について御説明します。今後に向けて3つの方向性のもと、取り組んでまいります。

1点目が、児童・生徒の情報活用能力育成に向けた取組の継続です。具体的には、全市立学校で情報活用能力系統表に基づく指導を継続すること、また、情報活用能力調査結果を踏まえ、重点的に取り組む技能等をまとめた児童・生徒向け教材、はちおうじっ子デジタルミニマムなどの開発と八プラ等による周知を考えております。

2点目が、教員のICT活用指導力向上に資する取組の充実です。こちらについては、2つの方向性から取り組みます。(1)として、ICTを効果的に活用した指導事例の共有です。具体的には、各教科等の特質を活かした活用、児童・生徒の能力・特性に応じた活用、探究的な学習における活用など、多くの先生方が難しさを感じている学習に関する授業動画等を公開し、教員の指導力向上に活かしてもらいます。(2)として、ICTが苦手な教員へのアプローチの工夫です。学校訪問に行った際、複数の校長先生から「ほとんどの教員がICTを上手に活用しているものの、これまでのアナログな指導をなかなか変えることができない教員がおり、そこへのアプローチが難しい」というお話を伺います。そこで、これまでも本市で実施してきた教員のICT活用段階に応じたレベル別研修への参加を管理職から強く呼び掛けていただくことを考えております。また、身近なところからICTの便利さを知ってもらう糸口として、ICTを活用した働き方改革に関する研修の開催や教員のICT活用指導力に応じたレベル別の指導事例の作成や周知を行います。

3点目が、一人ひとりの学びを支えるICT環境の充実です。具体的には、学習支援ツール、デジタルドリル、デジタルテストの導入、統合型校務支援システムや商業用学習eポータルの導入検討等、ICT環境の進化を踏まえながら、より良い環境を整備してまいります。

ここまで別紙1の内容をスライドにて説明をさせていただきました。

以上の内容も踏まえ、八王子市版GIGAスクール構想(第2期)を策定いたしました。そちらについては紙面で御説明しますので、別紙2を御覧ください。八王子市版GIGAスクール構想第2期は、デジタルを効果的に活用し、子どもたち一人ひとりに応じた学びの実現をめざすものです。具体的な内容として、資料左側上段に記載しております3点を柱として、各学校における学習の充実を図ります。

1点目の柱は、情報活用能力の育成です。学習指導要領においても、情報活用能力は言語能力、問題発見・解決能力などと同様に、学習の基盤となる資質・能力に位置付けられており、今後の情報化が進む社会において欠かせない能力です。そのため情報活用能力系統表に基づき、情報技術の基本的な操作、情報モラルやメディアリテラシー、コンピュータの仕組みやデータ活用、生成A Iなどの情報技術の特性などに関する学習の充実を図ります。

2点目の柱が、学び方に関する指導の充実です。児童・生徒が興味・関心や能力・特性に応じて学習を自己調整し、学習方法等を選択する学習の充実を図ってまいります。そのために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることやデジタル教科書等を有効に活用する学習の充実を図ります。このような学習の中で、児童・生徒自身が自分に合った学び方を理解し、選択できるようになることをねらっています。

そして、情報活用能力や学び方に関する指導の先にあるのが、3点目の柱である、各教科等における深い学びの実現です。各教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせたり、「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現」といった探究的な学びを取り入れたりすることで、児童・生徒の深い学びの実現を図ります。

続いて、資料下段を御覧ください。只今お伝えした3点の学習を充実させる基盤として、市教育委員会によるICT環境等の整備が挙げられます。具体的には、先ほどお伝えした多様な情報発信や教員研修の充実などに加え、研究推進校や市内の大学や企業等と連携した取組を推進してまいります。また、学習支援ツール、デジタルドリル、デジタルテストの導入、デジタル教科書等の導入、統合型校務支援システムの導入検討、教育用情報セキュリティポリシーの策定等も進めてまいります。

続いて、資料右側を御覧ください。八王子市版G I G Aスクール構想第2期でめざす児童・生徒や教員の姿をお示ししています。児童・生徒は、デジタルとアナログの良さを組み合わせ、自分に合った方法で学べるようになって欲しいと考えております。例えば、「紙の教科書」と「デジタル教科書等」を使い分けたり、「読む」だけでなく「読み上げ機能で聴く」や、「書いて記録する」ではなく「入力したり、撮影したりして記録する」など、アナログとデジタルを使った様々な方法の中から自分の能力や特性、あるいは場面に応じて適切な方法を選択して学習を進められる

ようになることをねらっています。

続いて、教員にはデジタルの良さを活かし、負担軽減を図りながら効果的な指導を行えるような力の向上を図ってまいります。デジタルとアナログの良さを組み合わせた指導や、オンラインによるアンケートやテストの実施、AIドリルによる指導の効率化、子どもたちの出欠状況や健康状況、学習状況などを一体的に把握した上できめ細やかな指導を行うなど、デジタル技術を効果的に活用し、指導の充実や効率化を図っていきたいと考えております。

以上で八王子市版GIGAスクール構想(第2期)についての説明を終わります。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

それでは、本件について協議に入りたいと思いますが、その前にまず、事務局のほうに御質疑があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは戻っていただいても結構ですので、いつでも御質問があればしてください。ここから協議に入りたいと思います。それぞれ何か御意見がございましたらお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○橋本委員 これからの世界で活躍するため、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用するGIGAスクール構想の実施は画期的であると感じています。まず取組の開始となった第1期において、GIGA構想全体像を具現化し、広く市民にも認知されるようになり始めました。今後、第2期としてより深化させる方針を打ち出されたことに同意いたします。

ただ、小児科の開業医をしておりますので、子どもたちの健康を日常見ている者としては、3つの面で配慮をお願いしたいと思います。まず1点目、精神的健康への負荷についてです。情報過多、集中要求、対面交流の減少、依存傾向、このようなことが重なってくると子どもらしさが削がれていきます。子どもというのは、そもそも集団の中で育まれていきます。小児心身症で受診する小・中学生が増加している印象を私はもっております。2点目として、メディアリテラシー、情報モラル教育の必要性です。この問題は児童だけではなく、その保護者、特にお母さま方も巻き込まれている印象を持っております。具体的にどのように行っていくのか、今後その必要性はますます高まると思います。スマートフォンの依存症やゲーム中毒

は、覚せい剤と同等の中毒性が報告されています。3点目は、身体的負荷への配慮です。具体的には、視力低下、ゆがんだ姿勢からくる頭痛などの身体症状、運動不足などからくる肥満など、身体面に対する影響も出ています。今後、後戻りできないICTの発達の中で、どのように子どもたち自身の健康を維持増進させていくのか、教育現場でGIGAスクール構想をすすめていくなれば、そのマイナス面に対する対応も課題として担っていく必要があると思います。

なお、余談ですけれども、現在インフルエンザA型が流行しておりまして、市内の小・中学校で学級閉鎖や学年閉鎖が相次いで実施されています。コロナ流行を経験し、感染症の流行を経験してきました。せっかくICTが活用できるのですから、なぜオンライン授業などを取り入れて学びを継続させないのか、不思議に感じています。開業していますと、イベントの後ですね、音楽祭や学習発表会などのイベントの後に感染爆発が起こっているように感じます。このため、このようなインフルエンザ流行時に、こういったイベントがあった後は、一定期間オンライン授業をするなどの工夫ができないのかと感じております。

○安間教育長 貴重な御提案をありがとうございました。オンライン授業については、今御指摘もありましたように、検討していく必要があるのではないかと思います。ほかにございますか。

○伊東委員 御説明ありがとうございました。別紙1から別紙2を拝見しまして、これまでの莫大な予算を投入して行ってきたこのGIGAスクール構想の成果や課題といったものが整理されていますし、それを踏まえて、第2期以降のICTを活用していく上での考え方が非常に構造的に整理されていて、大変わかりやすい資料になっているのではないかと思います。

そのようなことを踏まえて、いくつかお伺いしたいと思います。良かった部分もあると思うのですが、やはり課題の部分もあって、その課題を解決していくためには今後八王子市としてどんなことを、先ほど橋本委員からも健康面の問題など色々出ていますのでけれども、課題を挙げるとすれば一体どんなもので、それがどのような形で第2期では改善されるようにお考えになっているのかということが1点。

それから次期学習指導要領の改定が、完全実施は5年後ぐらいになるのでしょうか。それとの絡みもあるので、そういったものを見据えたものになっているのか、

そのようなことをお伺い出来たらと、質問になってしまい申し訳ありません。

○中西教育指導課指導主事　　まず2点御質問をいただいたうちの1点目の「課題」についてでございます。児童・生徒への調査の結果からは、ほとんどの項目で自己評価の方が上昇しているものの、特定の項目においてはなかなか向上が見られないというところがございます。具体的には、イメージでいうとE x c e lのような表計算ソフトの活用でございます。そのようなものについては、そこに焦点化をして、教材を作って、先ほどお伝えをしたデジタルミニマム等を作って、子どもたちの力を伸ばしていきたいと考えております。

教員の調査から明らかになった課題としましては、あくまで自己評価ではございますが、「協働的な学び」や「個別最適な学び」の項目において、自己評価がそこまで高くないという傾向がございます。この原因につきましては、やはり個別最適な協働的な学びというのは単に端末を使えばいいというものではなくて、授業をデザインする力、子どもたちの学びをデザインする力や、教材に対する深い理解というのが前提として必要になります。そのようなことから先生方が、自分で工夫をして御指導されてもなかなか自信がもてなかったり、自分は十分ではないと感じられているところかと思っております。そのようなところに対する対応としましては、今後「個別最適な学び」、「協働的な学び」、またこれから求められる「探究的な学び」、そういった視点の授業動画や資料を公開していきまして、先生方が実際の指導をイメージできたり、あるいは「普段やっている授業はこれで良かったのだ」と自信もてたり、そのような取組を行っていききたいと考えております。

続いて2点目にいただきました、次期学習指導要領の改定等も踏まえた内容になっているのかということでございますが、第2期の計画につきましては、昨年度12月に出されました文部科学大臣の諮問や、この9月に出されました次期学習指導要領の改訂に向けた論点整理の内容を踏まえた内容となっております。

○伊東委員　　非常に明快なところでありがとうございます。やはり「個別最適な学び」と「協働的な学び」をどうデザインしていくかというのは、I C T以前の問題だと思うのですね。端末を用意しただけではとてもできないので、各教科等の単元全体の中で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」をどうデザインしていくかということを、やはりI C Tがなくてもできるような、研修など、そういったものをもう少し徹底

していかないとICTが活用できない。例えば、単元の中で個別でやる部分と、協働的にやる部分、あるいは一斉にやる部分など、そのような色々なパターンなどを教員に御提示しながら、いろんなやり方があるのだと、そういったことの研修をやっていただけるといいかと思います。

○安間教育長 ありがとうございます。

○守屋委員 御説明ありがとうございました。5年間でこれだけ大きく学びが変わって、自己評価ながらもしっかりと向上したということに関して、とても良い5年間を過ごせたと感じております。やはり個々に、よく教育長がおっしゃるように、全体評価というものではなく、基本的には個々が、それぞれがしっかり伸びていることが大事であるというところで、先ほど御説明の中で苦手としているのがExcelなどで、そのフォローに関しても今後の課題としてやっていただけるということで、そういったところに関しては安心しております。

2点質問なのですが、今年度から端末の入替をされているかと思うのですが、小学校低学年もとい1年生は、やはり端末がまだ重かったり、あと教科書がどんどん大きくなったり、厚くなったりしていることもあって、「ここをどうにかならないか」という声がとても多くあります。業者も決まって、端末も決まっているとは思いますが、以前と比べて端末のほうはどうであるかというのが1点。

2点目は、別紙2の負担軽減を図りながらというところで、教員がこれを使うことによって教員の負担軽減にも大きな効果、このデジタルを取り組むにあたってのポイントでもあったかと思うのですが、別紙1のところで「先生たちがどのくらいやりやすくなったか」というところが少々見えにくかったと思いました。ただ、過渡期というか変わる時期に関しては、やはり負担が少し増えてしまうこともあり、一定程度は致し方ないことだと思っておりますが、先ほどありましたように一部アナログでどうしてもなかなか対応が難しい先生たち、もちろん100%という数字はないので致し方ないのですが、学校間の差やクラスの差という、この「差」のようなものを少しでも減らしていただきたいというのが、お願いでもあります。

○武信教育指導課主査 2点御質問をいただきました。まず1点目の御質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。今回の入替で新しく導入するものは、引き続きChromebookとなっております。これまで使用していたChro

me b o o kにつきましては、およそ1.7kg、ここで新しく調達いたしましたCh r o m e b o o kにつきましては、およそ1.5kgで、数百グラムではありますが軽くなっております。ただ、やはりタブレット型のものに比べるとどうしても重さがありますので、低学年の1年生、2年生のお子さんには少々重たさがあるというのは私どもも重々承知をしているところなのですが、なるべく使いやすいように御期待をいただきたいと思っております。

○中西教育指導課指導主事 2点目に御意見をいただきました、教員の働き方改革の部分が少し見えづらいというところについても、今後お示しできるような形で準備をして参りたいと思います。また、クラスごとの差については、先ほど守屋委員のおっしゃったとおり、クラスがどこであるかではなく、やはり一人ひとりが大事ですので、そこに寄り添った支援を学校でも続けていきます。

○安間教育長 ほかにございますか。

○田中委員 御説明ありがとうございます。非常にこの5年間での取組というのは、大変な中でも、子どもたちに「活着ている」ということの結果を鑑みると、まず家庭ではなかなか難しい部分も多いところで、学校でこうした取組をしていただいて、それに「触れる」ということをまず取り組んでいただけているというのは、子どもたちにとってはとても大きな時間になっているのではないかと強く感じております。

その中でこの大きな課題でもあります、「誰1人取り残さない」という視点で見ると、もちろん開始時期から定着期には非常に高評価だったり、評価というものが上がっているのですけれども、もちろん先ほど委員の皆さんがおっしゃったように100%というのは難しいかもしれないのですが、全体の高評価の中でも、例えば、10%や20%の子どもたちが少し苦手としていたり、理解が少し追いつかないという子どもたちもおそらくいる中で、そういった子どもたちへのアプローチというのは、今後の課題の中に入れていらっしゃるのかお聞きしたいです。

○中西教育指導課指導主事 そのような子どもたちへのアプローチは、取組の中に入れてございます。まずは定着度がなかなか十分でない項目、ここについてまず徹底してアプローチしていくというところ、もう1つは、やはり子どもたちを取り残さないためには「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることに尽きると思っております。そのような学習を各学校において充実させてまいります。

○安間教育長　ほかにございますか。

○伊東委員　先ほどC h r o m e b o o kの重さが1. 5 k gというお話がありましたが、今大学生が使っているパソコンはだいたい1. 2 k gぐらいのものが多いのですね。1. 5 k gというのは、ここにあるのは1. 2 k g近いのでしょうかけれども、もう少し軽い物は選べないのかと思うのですが、C h r o m e b o o kでは1. 5 k gがもう限界なのですか。

○武信教育指導課主査　各メーカーで色々なタイプのもを出しておりますので、中にはもう少し軽いものもあります。しかしながら、今回は東京都が中心となった共同調達で、東京都で一斉にする入替を、どの端末にするかというのを選択したというところがありまして、八王子市、私たちが選んだものを通すことがどうしてもできなかったというところも実際のところがあります。

○遠藤特別支援・情報教育担当課長　少々補足をさせていただければと思います。パソコンについては、数グラムではありますが、一応小ぶりで使いやすいものを東京都の共同調達という制度を使いまして、選定をさせていただいておりますので、今までより扱いやすいということで御理解いただければと思っております。

○伊東委員　東京都の共同調達をするということは、6 2 区市町村全部が同じパソコンを小・中学校で使うということですか。

○武信教育指導課主査　区部も含めまして、2 3 区と2 6 市町村の各自治体ごとにC h r o m e b o o kがいいのか、i P a dがいいのかというところで、意見を調整しまして、自治体によってi P a dのところもあればC h r o m e b o o kのところもあります。また、i P a dを選んだ自治体に関しては、みんな同じモデルを使います。逆にC h r o m e b o o kを選択した自治体については、今回みんな同じC h r o m e b o o kを使うというような調達方法になっております。

○伊東委員　少々わからなかったのですが、共同調達というのは、東京都が窓口となって販売を受け付けるということですか。

○武信教育指導課主査　窓口となってといいますか、各2 3 区、2 6 市町村、それぞれの自治体にどのC h r o m e b o o kがいいか、i P a dがいいかというところの申請を受付しまして、総合評価方式を用いて東京都が一斉の契約をするといいますか、契約の窓口となるのは東京都一本です。東京都が総合窓口というような形で契

約をして、どの事業者から端末を調達するかをまず決めます。それから購入をする自治体が、東京都を通して決められた、落札した事業者とやりとりをして購入する。八王子市はリースなのですが、リースをする自治体は各自治体ごとにリース事業者と改めて契約をするというような形になります。購入にしても、リースにしても、総合的な契約の窓口というのは東京都が行っています。

○伊東委員 おそらく東京都は、校務支援ソフトを全都一括に、同じ様式にするために何か色々とそのようにやっているのではないかと思うのですが、とにかく1.5kgって重いのですよ。なので、もし受付のときに色々な窓口で、自治体ごとに「ChromebookはChromebookでも軽い機種のものをお願いします」とできるだけ言っていただけるとありがたいかと思いました。

○安間教育長 ほかにございましょうか。
よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 今回、5年間進めていただいて、やはり課題というのは根本的なもので、教育の根本的なものがこれからも課題になってくるのだろうと思いました。例えば、コロナ禍のときに、いろんなものを省力化できると、そのようなことを学校は検討していったのですが、やはりどんなに削ぎ落としていっても人と人との関わりである特別活動は、やはり重要だったということも確認できましたよね。ですから、このICTを使った教育に関しても、やはりそういった根本があるのだろうと、私はその1つが、最初に橋本委員に言っていただいたリテラシーなのだろうと思います。そのような意味でいうと、根本にある人間としての道徳教育というのがやはり根本にないといけないということを、何となくうっすらと今回の取組で確認できたのではないかと思います。ぜひね、これからももう少し「根本は何か」というのを検討してもらって、そして絶対に外さないような取組を固めていただければと思います。
それでは、以上の協議を踏まえて今後の事務を進めてください。

○安間教育長 続きまして報告事項となります。

教育指導課から報告願います。

○古川教育指導課長 それでは、令和7年10月28日付で地方自治法第180条第1

項の規定に基づき、市長による専決処分を行いました、損害賠償の和解について御報告させていただきます。

報告事項資料の2ページを御覧ください。4経過の説明から御説明いたします。発生日時は令和7年5月28日水曜日、午前8時20分ごろ、学校教育部職員が市役所本庁舎から公務のため八王子市教育センターに向かっていた途中、台町四丁目地内、八王子市立第七小学校内側の中央線の高架をくぐった上り坂の交差点で赤信号のため普通自動車を停車しておりました。その後、青信号で前方の車両が発進したので、それに続き発進しようとブレーキから足を離しアクセルを踏もうとしたところ車両が後退し、相手方所有の普通自動車の前部に接触し、これに損害を与えた事故でございます。加害、被害の双方に怪我はございませんでした。

なお、この公用車ですが、AMTというシステムの自動車で、運転操作はオートマチック車と同じですが、構造や走りの特性はマニュアル車に近く、坂道でブレーキペダルから足を離すと後退することもあるという特性がありました。

1ページにお戻りいただきまして、2和解の内容及び3市の支払い額ですが、本件は停車している相手方の自家用車に当方の車両が後退したことで相手方車両に損害を与えたものであり、過失割合を10割、100%として、相手方に対し12万3068円を支払うことで和解したものでございます。

なお、損害賠償につきましては、本市で加入しております保険から全額補填をされます。事故後の対応でございますが、車の特性に応じて運転ができるよう事前の確認を行い、運転中は細心の注意を払うことを職場内で共有、徹底いたしました。

この度はこのような事故を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

○安間教育長 只今、報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見、御要望等はございませんか。

○守屋委員 御説明ありがとうございました。今、保険から全額をお支払いとなっていたかと思うのですが、通常だと事故を起こすと3等級落ちるなどありますが、事故を起こした場合に当事者の方はいくら払わなければいけないなど、そのようなことは全然なく、普通に保険で払っておしまいという形になるのでしょうか。

○古川教育指導課長 保険は、資産管理部庁舎管理課のほうで加入しているもので、詳

しい負担額や保険内容というのはこちらでも承知していない部分があるのですが、おそらく年額での決まった金額をお支払いして、事故があったから高くなるといった契約ではおそらくないのかと、個人の契約とは違うと考えております。

○守屋委員　ありがとうございます。基本的には、もちろんわざとやったような事故ではないので、何かマイナスというのではないのですが、やはり抑制ではないですけども、保険を使うということは、その保険料を払っているのは税金というところもありますので、少し、何か免責ではないですが、本人にもプラスというのも何か考えてもいいのではないかと少し感じました。どうしても、しっかりやっていて致し方ない事故の場合と、やはり気をつければ済む事故というのがあるかと思うので、そこは市の公用車だったから自分で払わなくて済むという、そういった気持ちを持たないような方法を今後とっていただけたらと思っています。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、本件報告として承らせていただきたいと思います。

-----◇-----

○安間教育長　以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　ないようでございます。

それではここから非公開となりますので、恐縮でございますが、傍聴の方々、御退席をお願いいたします。

【午前10時15分休憩】